

平成 28 年 2 月 24 日

各 位

管理会社名 サムスン資産運用株式会社
(管理会社コード：13134)
代表者名 代表理事社長 具 聖勳
(銘柄コード：1584 (東証外国 ETF))
問合せ先 (代理人) 西村あさひ法律事務所
弁護士 伊東 啓
(TEL. 03 - 6250 - 6200)

信託契約の変更に関するお知らせ

サムスン KODEX サムスングループ株証券上場指数投資信託[株式]の管理会社は、信託契約の一部を変更しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更決定日 : 2016 年 2 月 18 日
2. 効力発生日 : 2016 年 2 月 18 日
3. 変更の理由 : 韓国における資本市場と金融投資業に関する法律の一部改正に伴う変更
4. 変更内容 : 36 条及び附則
(下線__は変更箇所です。)

項目	変更前	変更後
第 36 条 (運用 制限)	① 資産運用会社は、投資信託財産の運用において、次の各号の行為を受託会社に指示することができない。但し、法令及び規則で例外的に認めた場合には、この限りでなく、次の各号に関連する法令及び規程が変更された場合には、その変更内容に従う。 1～8 省略 9 私募ファンド (私募ファンドに相当する外国私募ファンドを含む) の投資信託証券に投資する行為 10～11 省略	① 資産運用会社は、投資信託財産の運用において、次の各号の行為を受託会社に指示することができない。但し、法令及び規則で例外的に認めた場合には、この限りでなく、次の各号に関連する法令及び規程が変更された場合には、その変更内容に従う。 1～8 省略 9 私募ファンド (私募ファンドに相当する外国私募ファンドを含む) の投資信託証券に 本投資信託資産総額の 100 分の 5 を超過して 投資する行為 10～11 省略

第 36 条 (運用 制限) (続き)	② 第35条及び本条第1項の規定にかかわらず、次の各号で定める事由により、やむを得ず第35条第1項第3号、本条第1項第2号乃至第4号、第8号及び第11号の規定による投資限度を超過することになった場合は、超過日から3ヶ月以内にその投資限度に適合するようにしなければならない。但し、不渡り等で売却が不可能な証券は、売却が可能な時期までこれをその投資限度に適合していると看做す。 1～5 省略 ③ 省略	② 第35条及び本条第1項の規定にかかわらず、次の各号で定める事由により、やむを得ず第35条第1項第3号、本条第1項第2号乃至第4号、第8号、<u>第9号</u>及び第11号の規定による投資限度を超過することになった場合は、超過日から3ヶ月以内にその投資限度に適合するようにしなければならない。但し、不渡り等で売却が不可能な証券は、売却が可能な時期までこれをその投資限度に適合していると看做す。 1～5 省略 ③ 省略
附則	<u>(新設)</u> 第 1 条(施行日) 本信託契約の変更は法により訂正申告書の効力発生日に施行される。(法改正事項の反映<u>及び法的文言明確化</u>)	<u>第1条(施行日) 本信託契約は2015年2月12日から施行される。(法改正事項等の反映など)</u> 第1条(施行日) 本信託契約の変更は法により訂正申告書の効力発生日に施行される。(法改正事項<u>等</u>の反映<u>など</u>)

以上